

令和6年度施設型給付費説明会

令和6年7月31日
高知県教育委員会事務局幼保支援課

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない
幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた
子育て支援

- 利用者支援事業
- 延長保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
 - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 妊婦健診

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての
両立支援

- ・企業主導型保育事業
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業
⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

教育・保育給付認定とは・・・

小学校就学前子どもが教育・保育を受けるために必要な認定

区分	年齢	利用時間	備考
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	満3歳以上	教育標準時間(4時間) ※預かり保育については、施設等利用給付認定を受ける	保護者と施設との 直接契約 保育の必要性は不要
2号認定 (保育所・認定こども園・地域型保育事業所)	満3歳以上		就労など保育を必要とする場合 保護者が市町村へ申請し、 市町村による認定、利用調整が行われる。
3号認定 (保育所・認定こども園・地域型保育事業所)	満3歳未満	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	

認定を受けた保護者には、教育・保育に要した費用について「施設型給付費」が支給される
(地域型保育の場合は「地域型保育給付費」が支給される)

特定教育・保育施設等とは・・・

・教育・保育施設等のうち、施設型給付費の支給対象として市町村が認めた施設（確認）

教育・保育施設（県が認可・認定）

幼稚園

学校教育法

認定こども園

認定こども園法

保育所

児童福祉法

特定教育・保育施設（市町村が確認）

子ども・子育て支援法

（県に届出）

認可外
保育施設

児童福祉法

（市町村が認可）

家庭的保育
小規模保育
事業所内保育

児童福祉法

特定地域型保育事業
（市町村が確認）

子ども・子育て支援法

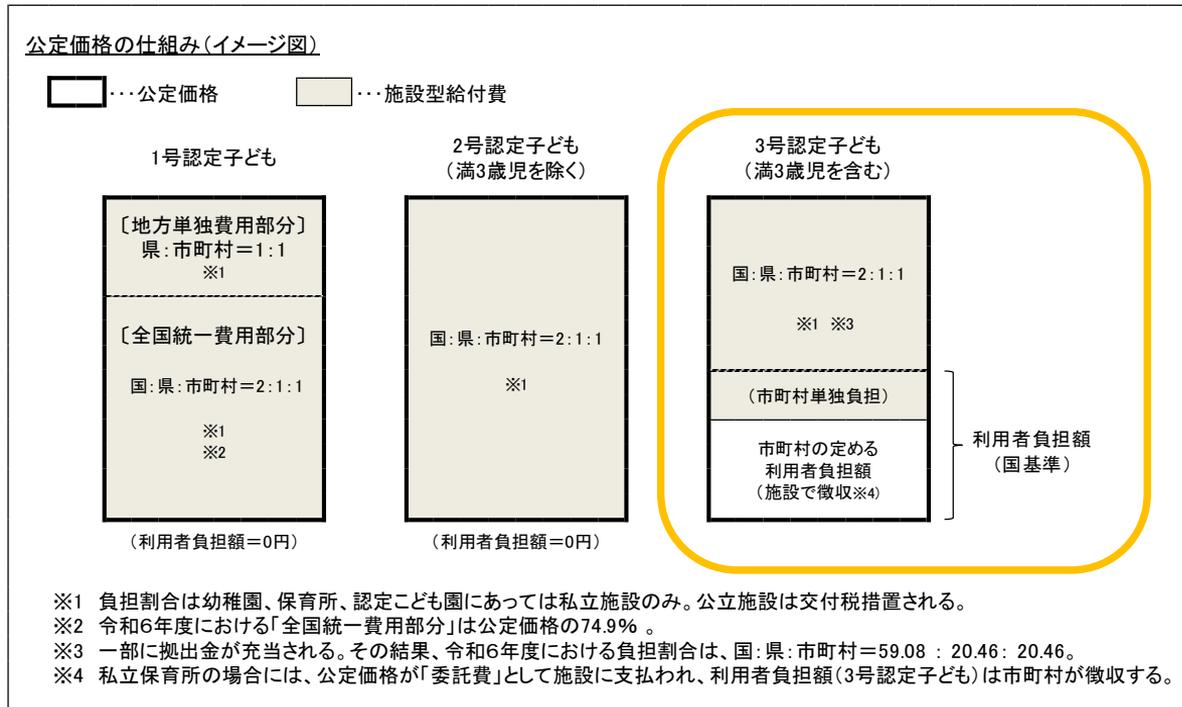
「施設型給付費を
受けない幼稚園」

県が定める各施設の認可・認定基準のほか、市町村が条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準があります。

施設型給付の基本構造

①施設型給付費等 = 「公定価格(教育・保育に要する費用の基準額)」 - 「利用者負担額」

②施設型給付費等は基本的に保護者に給付されるものであるが、教育・保育に要する費用に確実に充てられるよう、市町村から施設に支給(法定代理受領)。



・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所

施設型給付費 + 利用者負担額
(施設で徴収)

・保育所

公定価格全体が委託費として支給される

公定価格とは

- ・子ども1人あたりの教育・保育に必要となる費用として国が定める額
施設種別、施設のある地域、利用定員、認定区分、年齢による単価が設定されている。
- ・公定価格の構造：基本分単価 + 各種加算
- ・毎年、加算の追加・見直しや直近の物価変動等により価格が改正される。
(年度当初及び8月の人事院勧告に伴う改正と年2回の改正となることが多い。)
- ・高知県内の利用定員20人の保育所に通う4歳・標準時間認定の子ども
令和6年度月額 基本分113,950円 + 施設が取得する加算単価 (3歳児配置改善加算など)

定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分 ⑤				処遇改善等加算 I						
			保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定			保育短時間認定			
			基本分単価		基本分単価								
			(注)		(注)		(注)			(注)			
②	③	④	⑥		⑥		⑦			⑦			
20人	2号	4歳以上児	113,950	(120,990)	89,930	(96,970)	+	1,120	(1,190)	×加算率	880	(950)	×加算率
		3歳児	120,990	(178,870)	96,970	(154,850)	+	1,190	(1,670)	×加算率	950	(1,430)	×加算率
	3号	1、2歳児	178,870	(249,330)	154,850	(225,310)	+	1,670	(2,370)	×加算率	1,430	(2,130)	×加算率
		乳児	249,330		225,310		+	2,370		×加算率	2,130		×加算率

...

基本分単価とは・・・

・人件費
職員給与、手当、社会保険料等事業主負担金等

・管理費
保健衛生費、補修費、職員健康管理費等

・事業費
一般生活費(給食材料費(3歳未満のみ)、保育材料費等)

施設の運営に最低限必要な
経費が含まれる

基本分単価に含まれる職員構成は必ず配置が必要

基本分単価に含まれる職員構成について

※幼稚園

- ・4歳以上 1:30 3歳児及び満3歳児 1:20 (年齢別配置基準)
 - +学級編制調整加配(利用定員が36人以上300人以下の施設) 1名
 - +事務職員及び非常勤事務職員 1名
 - +学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(嘱託等で可)

※保育所

- ・4歳以上 1:30 3歳児 1:20 1,2歳児 1:6 乳児 1:3 (年齢別配置基準)
 - +非常勤保育士 1名
 - +保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合 1名
 - +利用定員90名以下の施設 1名
 - +施設長、調理員、非常勤事務職員
 - +嘱託医、嘱託歯科医

※認定こども園

・4歳以上 1:30 3歳児及び満3歳児 1:20 1,2歳児 1:6 乳児 1:3
(年齢別配置基準)

- | | |
|-----------------------------|----|
| +保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設 | 1名 |
| +保育認定子どもに係る利用定員90名以下の施設 | 1名 |
| +主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等 | 2名 |
| +施設長、調理員、事務職員及び非常勤事務職員 | |
| +学校医、学校歯科医、学校薬剤師 | |

※家庭的保育

- ・1:3 (家庭的保育者)
+ 非常勤調理員、非常勤事務職員
+ 嘱託医、嘱託歯科医

※小規模A型・事業所内保育A型

・1,2歳児 1:6 乳児 1:3 (年齢別配置基準)

+常勤保育士 1名

+非常勤保育士 1名

+保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は非常勤保育士 1名

+管理者、非常勤調理員、非常勤事務職員

+嘱託医、嘱託歯科医

※小規模B型・事業所内保育B型

・1,2歳児 1:6 乳児 1:3 (年齢別配置基準)

+常勤保育士 1名

(上記のうち1/2以上は保育士であること)

+非常勤保育従事者 1名

+保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は非常勤保育士 1名

+管理者、非常勤調理員、非常勤事務職員

+嘱託医、嘱託歯科医

※事業所内保育(利用定員20人以上)

・1,2歳児 1:6 乳児 1:3 (年齢別配置基準)

+常勤保育士

1名

+保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設

1名

+管理者、調理員、非常勤事務職員

+嘱託医、嘱託歯科医

※常勤換算について

非常勤職員を配置する場合は常勤換算を行う。

非常勤職員の1か月の勤務時間の合計 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数

注1) 学級担任は原則常勤職員が専任すること。

注2) 配置基準上の非常勤職員について、勤務時間の規定はないが基準上の人数は配置が必要 (常勤1名を非常勤2名分とすることは不可)

各種加算について

- ・基本分単価に含まれる職員構成を超えて職員を配置し、教育・保育の質の向上を図る場合
- ・職員の処遇改善を行う場合
- ・休日や夜間に保育を行う場合 等

→各施設の取組み状況に応じて、各種加算が適用される

加算の認定について

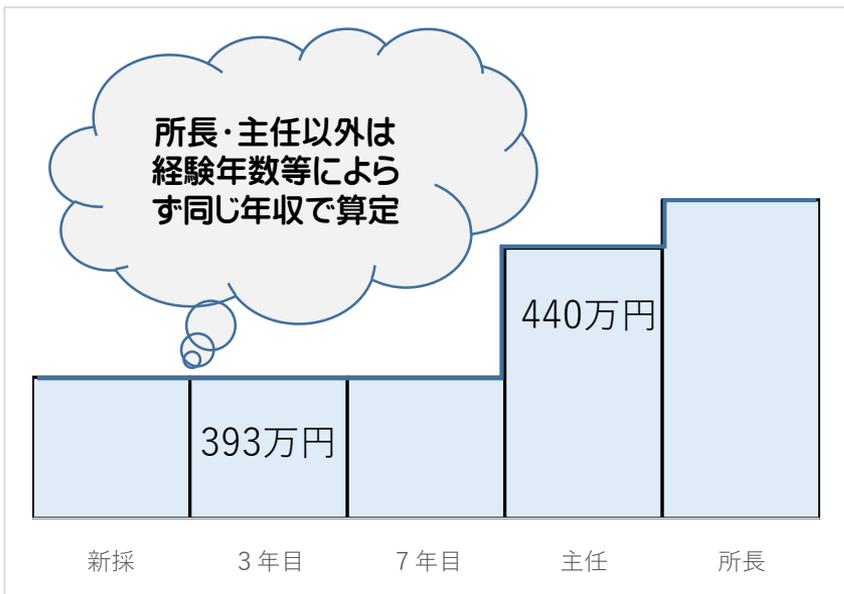
- ・処遇改善等加算Ⅰ及びⅡ 県が認定
- ・その他の加算 施設のある市町村が認定

※各種加算は、それぞれ要件や加算の算定方法が決められています。

「特定教育・保育に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」 「公定価格についてのFAQ」などによりご確認ください。

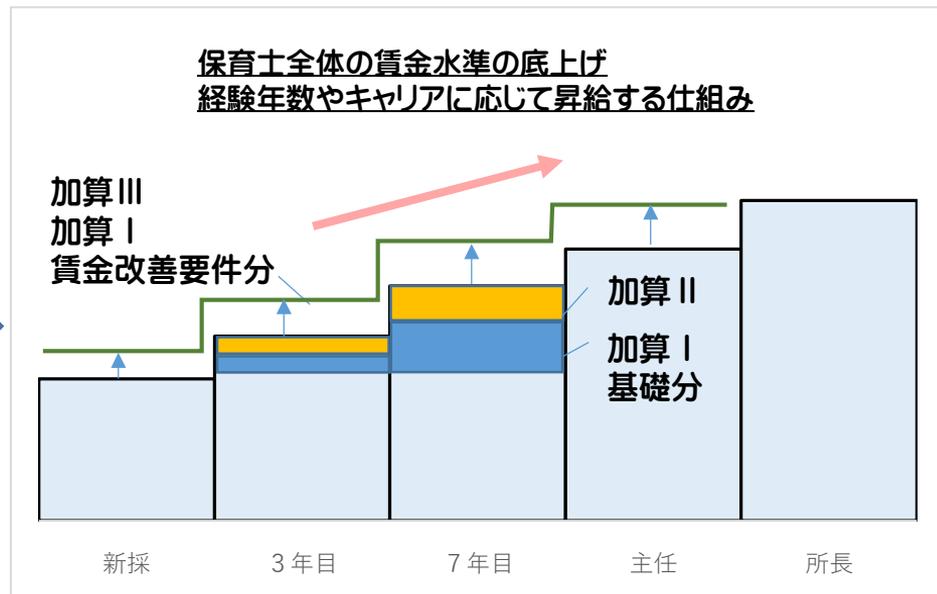
処遇改善等加算について

(公定価格の基本分単価・人件費内訳)



※参考：国通知「令和5年度における私立保育所の運営に要する費用について」

(処遇改善イメージ図)



- ・他産業と比較し、賃金水準が低い
 - ・定期昇給・キャリアアップの仕組みがなく、長く働いてもメリットがない
- ⇒人材確保が難しく、教育・保育の質の低下につながる・・・

- 加算I 基礎分・・・定期昇給による処遇改善
- 加算I 賃金改善要件分・加算III・・・賃金のベースアップによる処遇改善
- 加算II・・・キャリアアップによる処遇改善

長く働ける職場の構築により、教育・保育の質を向上

○各種処遇改善の概要(令和6年度)

	内容		対象者	支給方法・用途
処遇改善等 加算Ⅰ (基礎分)	職員の平均経験年数に 応じた人件費	定率加算 (平均勤続年数に応じ 2~12%)	非常勤職員を含む 全職員	適切に昇給(勤続年数の長 い職員の基本給、手当)等 に充当
処遇改善等 加算Ⅰ (賃金改善要件分)	賃金改善・キャリアアップ の取組に応じた人件費	定率加算 6%(平均勤続年数が11年以上の場合は 7%、キャリアパス要件を満たさない場 合は▲2%)	非常勤職員を含む 全職員	確実に賃金改善に充当 (基本給、手当、一時金等) ※ 同一法人の他の教育・保育施設 の職員にも充当可
処遇改善等 加算Ⅱ	技能・経験を積んだ職員 の追加的な人件費	定額加算 4万円×職員数の約1/3 5千円×職員数の約1/5 ※ 配分人数・配分額の柔軟な運用可	副主任保育士等及び 職務分野別リーダー等 (職位発令、経験年数等を満たす者) ※ 令和5年度から所定の研修修了が要件 ※ 園長は配分不可	確実に賃金改善に充当 (役職手当・職務手当又は基本給) ※ 20%の範囲内で同一法人の他の 教育・保育施設の職員にも充当可 (令和6年度までの時限措置)
処遇改善等 加算Ⅲ	職員の賃金の継続的な引 上げ(ベースアップ)等 に要する費用	定額加算 9千円×基礎職員数	各施設に勤務する全職員 ※ 法人役員を兼務する施設長及び通常 の教育・保育以外のみに従事している 職員を除く。	確実に賃金改善に充当 (賃金改善額の2/3以上は、基本給 または決まって毎月支払われる手 当の引上げにより行うこと。)
人件費単価 (人事院勧告対応分)	人事院勧告を受けた国家 公務員給与の改定に準じ た人件費の引き上げ分	【令和元年度以降の人事院 勧告に伴う人件費の増加率】 ※ 常勤保育士の値 R元 1.0% R2 0.9% R3 0% R4 1.2%	公定価格上算定 される常勤職員	適切に給与(基本給、手当、 一時金等)に反映

配置改善加算について

・3歳児配置改善加算(幼稚園・保育所・認定こども園)

年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児にかかる職員配置基準を1:15とする施設に適用

$$\cdot \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \} + \{3歳児数 \times 1/15 \text{ (同)} \} \\ + \{1, 2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)} \} = \text{配置基準上職員数 (小数点以下四捨五入)}$$

※3歳児の実人数が15人未満でも加算取得可。

・満3歳児配置改善加算(幼稚園・認定こども園)

年齢別配置基準のうち、満3歳児にかかる職員配置基準を1:6とする施設に適用

※3歳児配置改善加算適用あり

$$\cdot \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \} + \{3歳児数 \times 1/15 \text{ (同)} \} \\ + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{1, 2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)} \} = \text{配置基準上職員数} \\ \text{(小数点以下四捨五入)}$$

※3歳児配置改善加算適用なし

$$\cdot \{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \} + \{3歳児数 \times 1/20 \text{ (同)} \} \\ + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{1, 2歳児数 \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)} \} = \text{配置基準上職員数} \\ \text{(小数点以下四捨五入)}$$

※満3歳児の実人数が6人未満でも加算取得可。

配置改善加算について

・4歳以上児配置改善加算(幼稚園・保育所・認定こども園)

年齢別配置基準のうち、4歳以上児にかかる職員配置基準を1:25とする施設に適用(令和6年度創設)

・{4歳以上児数 × $1/25$ (小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数 × $1/20$ (同)}
+ {1、2歳児数 × $1/6$ (同)} + {乳児数 × $1/3$ (同)} = 配置基準上職員数(小数点以下四捨五入)

※4歳以上児の実人数が25人未満でも加算取得可。/チーム保育加配加算・チーム保育推進加算との併用は不可。

**施設型給付費等の対象施設については、当面の期間
旧配置基準 + 配置改善加算 での対応となります。**

チーム保育にかかる加算について

・チーム保育加配加算(幼稚園・認定こども園)

- ・「必要職員数」を超えて職員を配置する施設に適用
- ・学級担任以外の保育教諭等を配置、少人数の学級編制等の取組を行うこと
- ・加配人数の上限は、施設の利用定員により1～8人
- ・1・2号認定子どもの単価に加算

・チーム保育推進加算(保育所)

- ・「必要保育士数」を超えて保育士を配置する施設に適用
- ・キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること
- ・職員の平均経験年数が12年以上であること

主幹教諭・主任保育士等専任加算について

- ・幼稚園の主幹教諭、保育所の主任保育士等が指導計画の立案や地域の子育て支援に専任している施設に適用
- ・代替職員の配置が必要
- ・一時預かりなどの子育て支援事業を複数実施していること。

※認定こども園については、主幹保育教諭の代替職員2名分が基本分単価に含まれており、これを満たさない場合は減算調整となる。

※主任教諭等がクラス担任など教育・保育に従事する場合は加算は取得できない。一時的に欠席している職員の代替は問題ないが、1か月以上その状況が続く場合、加算が取得できない(認定こども園は減算調整となる)。

小学校接続加算(幼稚園・保育所・認定こども園)

・小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に加算
(令和6年度変更あり)

- i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)

※要件 i、ii のみ満たす場合と要件 i ~ iii まで満たす場合の2段階の単価設定に変更

※当課では、保幼小連携・接続の取組について、園内研修支援やカリキュラム作成にかかる協議の支援を行っています。

副食費徴収免除加算(幼稚園・保育所・認定こども園)

- ・すべての幼稚園・保育所・認定こども園に適用
- ・副食費の徴収が免除されることについて、市町村から通知がされた子どもに加算
- ・保育認定の場合
 - ①年収360万円未満相当世帯の子ども
 - ②同時入所第3子以降の子ども

※県内市町村では独自で副食費への補助を行っているところが多いが、当加算は国基準において徴収免除対象となる子どものみが対象

※広域利用の場合、保護者在住の市町村の副食費への補助金等についても確認が必要。
過大徴収・徴収もれや当加算の申請もれなどの事例あり。

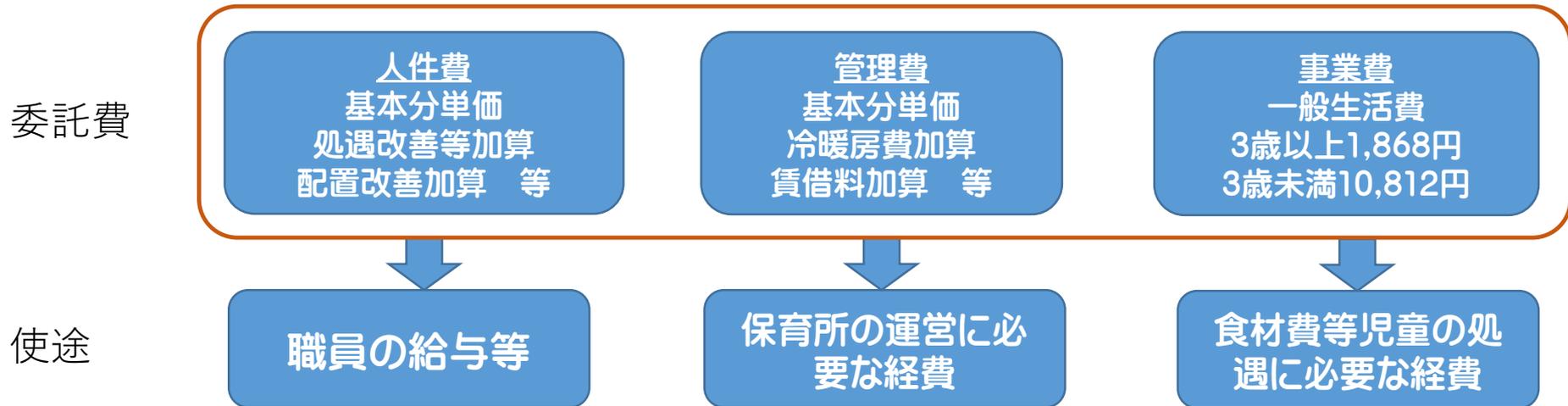
施設機能強化推進費加算

- ・火災・地震等の災害時に備え、防災対策を図る取組を行う施設に適用
- ・一時預かりなど、子育て支援の事業を複数実施する施設
- ・防災対策への取組に必要な経費が16万円以上見込まれること。

※防災訓練や避難具の整備等に要する特別の経費に限る
ヘルメット、簡易トイレ・凝固剤、災害用浄水器、家具転倒防止器具、
防災教本・DVD、防災研修等の講師への謝礼、防災研修への参加費用

※通常の教育・保育にも流用するものは対象外

私立保育所に対する委託費の経理等について



★委託費の運用状況については、保育所指導監査において確認

①弾力運用

- ・各費用の区分を超えて使用したり、各種積立資産に充てる場合
 - ・同一法人の別の保育所や子育て支援事業、社会福祉施設の経費に充てる場合
 - ・積立資産を目的外に使用する場合・・・当課に事前協議が必要
- } 法令の遵守や子育て支援事業の実施などの要件あり

②収支差額や資金残高について

- ・積立支出及び収支差額が事業活動収入の5%を超える場合・・・当課に収支予算分析表の提出が必要
- ・当期末資金残高が委託費収入の30%を超える場合・・・長期的に安定した経営が確保できるよう計画作成が必要

(「私立保育所の運営に要する費用について」「私立保育所に対する委託費の経理等について」)

ありがとうございました